

## 第91号議案

東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例（平成24年島根県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「居住者等が」の次に「避難のための立退き又は避難のための」を加え、「又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会規則で定めるもの」を削り、「前2号に掲げる」を「前各号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行う」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号中「原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下この号及び次号において「本部長指示」という。）」を「本部長指示」に、「同法」を「原子力災害対策特別措置法」に改め、「又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会規則で定めるもの」を削り、「前号に掲げる」を「前3号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行う」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（次号から第5号までにおいて「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）
- (3) 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（前2号に掲げるものを除く。）

第2条第2項第6号中「前項第3号」を「前項第5号」に改め、同号を同項第12号とし、同項第5号中「前項第3号」を「前項第5号」に改め、同号を同項第

11号とし、同項第4号中「前項第2号」を「前項第4号」に、「2,000円」を「1,330円」に改め、同号を同項第10号とし、同項第3号中「前項第2号」を「前項第4号」に、「10,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、20,000円）」を「6,600円」に改め、同号を同項第9号とし、同項第2号中「5,000円」を「3,300円」に改め、同号を同項第4号とし、同号の次に次の4号を加える。

- (5) 前項第2号の作業のうち屋外において行うもの 6,600円
- (6) 前項第2号の作業のうち屋内において行うもの 1,330円
- (7) 前項第3号の作業のうち屋外において行うもの 3,300円
- (8) 前項第3号の作業のうち屋内において行うもの 660円

第2条第2項第1号中「のうち」の次に「前2号及び」を加え、「20,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、40,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額）」を「13,300円」に改め、同号を同項第3号とし、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 前項第1号の作業のうち原子炉建屋（人事委員会規則で定めるものに限る。）内において行うもの 40,000円
- (2) 前項第1号の作業のうち前号及び第4号に掲げるもの以外のものであって、故障した設備等を現場において確認するもの（人事委員会規則で定めるものに限る。） 20,000円

第2条第4項中「第3号又は第5号」を「第5号、第7号、第9号又は第11号」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平

成24年5月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、地方警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第2項に規定する地方警察職員をいう。以下同じ。）が原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行った作業であって、改正後の条例の規定を適用したとするならば改正後の条例第2条第2項第5号に掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の条例の規定を適用したとするならば同項第1号から第3号まで又は第9号に掲げる作業に該当することとなるものを行った場合を除く。）及び改正後の条例の規定を適用したとするならば同項第6号に掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の条例の規定を適用したとするならば同項第1号から第5号まで、第7号又は第9号から第11号までに掲げる作業に該当することとなるものを行った場合を除く。）を行った場合についても適用する。

- 3 改正後の条例の規定は、平成24年5月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、地方警察職員が本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域（平成23年4月21日に行われた本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域内に限る。）において行った作業であって、改正後の条例の規定を適用したとするならば改正後の条例第2条第2項第7号に掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の条例の規定を適用したとするならば同項第1号から第5号まで、第9号又は第11号に掲げる作業に該当することとなるものを行った場合を除く。）及び改正後の条例の規定を適用したとするならば同項第8号に掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の条例の規定を適用したとするならば同項第1号から第7号まで又は第9号から第12号までに掲げる作業に該当することとなるものを行った場合を除く。）を行った場合についても適用する。